

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金を支給しています！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、
令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方(上記の①に該当する方)

- ▶ 給付金は、**申請不要**で5月11日一斉振込済み。
※一部認定保留の方は、随時支払いを行います。

■ 上記以外の方(上記1の②又は③のいずれかに該当する方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**令和4年2月28日**までに**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに飯塚市の窓口へ直接、
または郵送でご提出ください。

*詳しい内容については、下記にお問い合わせいただくか、本市ホームページをご覧ください。

■ 飯塚市役所 子育て支援課 こども家庭係
0948-22-5500 (内線 1119・1120)

■ 厚生労働省 コールセンター
0120-400-903 (受付時間: 平日 9:00 ~ 18:00)